

国民年金だより



国民年金保険料の後納制度

過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納めることで将来の年金額を増やすことができる「後納制度」が平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、実施されています。

この制度を利用して年金額を増やすことや、年金の受給ができなかつた方が受給資格を得られることがあります。

従来、老齢年金を受け取るためには、保険料納付済期間と保険料免除期間などを合算した資格期間が原則として25年以上必要でした。が、平成29年8月からは、資格期間が10年以上あれば老齢年金を受け取ることができるようになります。

- 過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納めることで将来の年金額を増やすことができる「後納制度」が平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、実施されています。
- この制度を利用して年金額を増やすことや、年金の受給ができなかつた方が受給資格を得られることがあります。
- 60歳以上で、すでに老齢基礎年金を受け取つている方などは、後納制度の利用はできません。
- また、全額免除や一部免除（一部納付済）、納付猶予および学生納付特例の承認を受けた期間は後納制度を利用できません。この期間の納付を希望する場合は、10年まで遡ぼつて納付できる追納制度をご利用ください。
- 後納制度を利用するには、申し込みが必要です。詳しくは、「ねんきん加入者ダイヤル」（0570-058-558）にお問い合わせください。

- ①20歳以上60歳未満の方で、5年内に納め忘れた期間（免除以外）や未加入期間がある方
- ②60歳以上65歳未満の方で、①の期間のほか任意加入中に納め忘れの期間がある方
- ③65歳以上の方で、老齢年金の受給資格がなく任意加入中の方など

した。そのため、後納制度を利用し不足している保険料を納めることにより、年金の受給ができるなかつた方が受給資格を得られる可能性があります。

【後納制度を利用いただける方】

年金事務所へお問い合わせください。

「ねんきんネット」で年金見込額を試算

「ねんきんネット」では、24時間いつでもどこでも、パソコンやスマートフォンで最新の年金加入記録を確認することができます。

サービスの対象者は、被保険者および年金受給者（昭和61年4月1日前に年金受給権が発生した老齢年金を受け取つてている方を除く）になります。

これまでの年金加入履歴以外にも、国民年金保険料の免除や納付猶予の承認を受けた期間について、納付可能な月数や後から納付（追納）する場合の保険料額や納付した場合の老齢基礎年金額の年金見込額も確認できます。

また、将来受け取る年金の見込額をさまざまな条件に応じて試算できます。

△年金のご相談は便利な「ねんきんダイヤル」へ！

ねんきんダイヤルでは、全国の年金事務所での年金相談について、1ヵ月前から前日までの予約が可能です。

予約相談の実施時間帯

電話番号	0570-05-1165
【受付時間】	
月曜日※1	午前8時30分～午後7時
火～金曜日	午前8時30分～午後5時15分
第2土曜日	午前9時30分～午後4時

※1月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所初日に午後7時まで受け付けます。

ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書をご準備ください。

◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ
電話34-2121内線413
日本年金機構 旭川年金事務所
電話0166-72-5002
003-004）またはお近くの